

## 開示請求手数料

開示請求の方法	開示請求手数料	納付方法
書面による場合	行政文書1件につき 300円	収入印紙による納付

## 開示実施手数料

開示の実施を受けるには、開示決定通知書に記載された開示実施手数料の納付が必要となります。開示実施手数料の納付方法は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」に手数料の額の収入印紙を貼って納付してください。

<概要>・・・詳細は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表(第13条関係)のとおり

	開示の実施の方法	開示実施手数料
文書 又は 図画	閲覧	100枚までごとにつき100円
	複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円 (A2判は40円 A1判は80円)
	複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円 (A2判は140円 A1判は180円)
	スキャナで読み取りCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	スキャナで読み取りDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
電磁的 記録	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	用紙に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額

計算した額が、開示請求の際に納付された開示請求手数料に達するまでは無料、超えるときは当該手数料の額を減じた額が、開示実施手数料の額です。  
(送付を希望される場合は、別に郵便切手が必要です。)